

2010年6月17日  
株式会社かんぽ生命保険  
郵便局株式会社

## 口蹄疫の影響を受けられた方に係る非常取扱いの実施について

口蹄疫による被害につきまして、関係者の皆さまには心からお見舞い申し上げます。  
株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役会長 進藤 丈介、以下「かんぽ生命」）及び郵便局株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 古川 洽次）では、口蹄疫の影響を受けられたご契約者さまへの対応として、下記のとおり非常取扱いを実施いたします。

### 記

#### 1 取扱い内容

かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸  
通常の払込猶予期間を含め、最長6か月間延伸します。

#### 2 対象となる保険契約

ご住所又はお勤め先が宮崎県内であるご契約者さまのかんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
株式会社かんぽ生命保険 広報部 電話：03-3504-4418(直通) FAX：03-3506-0944	かんぽコールセンター 0120-552950 〔受付時間：平日 9:00～21:00 土・日・休日 9:00～17:00〕 (1月1日から3日を除きます。)